

## 【事案】 職員による利害関係者との会食に関する事案の概要等

### 1 関係職員の略歴等

- (1) ①住 所 [redacted] 番地 [redacted]  
②職・氏 名 部 長 [redacted] [昭和 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生] 5 [redacted] 歳  
③所 属 [redacted] 部 (当時：契約課 課長)  
④採用年月日 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日  
⑤勤 続 [redacted] 年 [redacted] 月 (現所属：[redacted] 年 [redacted] 月)

### 2 事案の概要

関係職員である [redacted] 部長 [redacted] (以下「当該職員」という。) が当時、契約課長であった令和 4 年 2 月 26 日 (土) 17 時 30 分頃から 20 時頃まで、市内新飯塚の居酒屋において、「飯塚市議会議員 A 氏」(以下「議員 A 氏」という。)、令和 3 年度入札参加有資格者名簿 (物品事務用品) (以下「有資格者名簿」という。) に掲載された「[redacted] 代表取締役 B 氏」(以下「業者 B 氏」という。) 及び「市民の方 C 氏」(以下「C 氏」という。) の 4 名で会食した。

このことについて、令和 4 年 9 月 22 日の令和 3 年度決算特別委員会総括質疑における上野伸五議員からの質疑において、「令和 4 年 1 月某日に、ある事業の担当職員が、当該事業の利害関係者とアルコールを伴う飲食を共にしている」という発言がなされたが、令和 4 年 1 月に利害関係者と飲食を共にした事実はなかったことから、当該職員は自分のことではないと考えていた。令和 4 年 11 月 21 日の「令和 4 年 12 月定例会」における上野議員の一般質問通告において「新体育館移動式観覧席の入札における、当時の契約課長と利害関係者との会食などについて」がなされ、「当時の契約課長」と限定した質問であったため、当該職員は本人のことだと思い令和 4 年 11 月 28 日に、倫理監督者である総務部長に対し、令和 4 年 2 月 26 日に 4 名で会食したことについて申し出がなされた。

また、令和 4 年 12 月 1 日に市議会に「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等の調査のために百条委員会の設置を求める請願」が提出され、令和 4 年 12 月 16 日の本会議において当該請願が採択された。現在、特別委員会 (百条委員会) が設置されている。

当該職員からの聞き取りでは、議員 A 氏から会食を行う 2、3 日前に電話連絡があり、令和 4 年 2 月 26 日 (土) に新飯塚の居酒屋に二人で食事に行く約束をした。当日、17 時 30 分に現地で待ち合わせていたため、実家 (新飯塚) から徒歩で店に向い、入店後、店員に奥の席に案内されたところ、議員 A 氏、業者 B 氏及び C 氏が居た。議員 A 氏が先に入店した際、カウンター席で議員 A 氏と面識のある、業者 B 氏が C 氏と食事をしていたので、議員 A 氏が業者 B 氏と C 氏を誘い、一緒に食事をするようになったと議員 A 氏から聞いたということであった。その後、4 人で世間話しをしながら会食した。食事を終え、自身の食事代金 5,000 円を支払い 20 時頃に退店し、3 名とは店の前で別れ、実家に徒歩で帰ったということである。

参加者の関係性については、当該職員と議員 A 氏は、年に数回は二人で食事に行く間柄である。当該職員と業者 B 氏は、過去に顔を合わせることはあったが、話しをしたのは、この時が初めてだった。当該職員と C 氏は面識があった。業者 B 氏は議員 A 氏の後援会長であり、当該職員は業者 B 氏が有資格者名簿に掲載の代表取締役であることについて承知していたが、議員 A 氏の後援会長であるという思いの方が強かったということであった。

当該職員、議員 A 氏及び業者 B 氏の聞き取りでは、いずれも会食した事実は認めらうえで、会食中に入札や契約に関する会話など業務の話は一切していないと証言が一致している。また、業者 B 氏も当該職員と、話しをしたのは、その時が初めてであったと証言している。C 氏について、一般市民の方で、業者ではないことについて 3 者の証言は一致している。

当時、契約課長でありその職責から、業者 B 氏との会食について、飯塚市職員倫理条例第 6 条及び同条例施行規則第 4 条第 8 号の規定に違反している疑いがあるものである。

### 3. 事案の経過

①令和4年2月26日

- ・当該職員、議員A氏、業者B氏、C氏の4名で会食する。

②令和4年9月22日

- ・令和3年度決算特別委員会総括質疑において上野議員から質疑がなされる。

③令和4年11月21日

- ・上野議員から一般質問通告書が提出される。  
「新体育館移動式観覧席の入札における、当時の契約課長と利害関係者との会食などについて」

④令和4年11月28日

- ・当該職員から令和4年2月26日に業者B氏を含む4名で会食した申し出が倫理監督者である総務部長になされる。

⑤令和4年11月29日、12月6日、12月7日

- ・当該職員に聞き取りを行う。

⑥令和4年12月13日

- ・議員A氏に聞き取りを行う。

⑦令和4年12月19日

- ・業者B氏に聞き取りを行う。

### 4. 事案の論点整理

① 当該職員は、業者B氏は議員A氏の後援会長であったという思いの方が強かったとはいえ、会食を行った業者B氏は、令和3年度当時の入札参加有資格者名簿（物品事務用品）に登載された業者の代表取締役であった。

② 飯塚市職員倫理条例施行規則第4条において、職員と利害関係者との間において行ってはならない行為として「共に飲食をすること。」が規定されている。

③ 利害関係者については、現在の飯塚市職員倫理条例の基となった、飯塚市職員倫理規程（平成28年11月30日廃止）によると、同規程第4条第1項各号列記以外の部分において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。」と規定され、同項第7号において「入札（地方自治法第234条第1項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。）に関する事務 入札に参加するために必要な資格を有する事業者等」と規定している。

当該職員は、業者B氏等との会食を行った時点では、入札に関する事務を所管する契約課の課長職であり、業者B氏は、すでに有資格者名簿（物品事務用品）に登載された業者の代表取締役であったことから、入札に参加するために必要な資格を有する事業者である。

### 5. 関係者の処分歴

(1). [ ] 部長〔昭和 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日生〕 5 [ ] 歳 [ ]

飯塚市職員配置表(R4.2.1)

部局名	課名	課長	課長補佐	係名	係長	職員			再任用・会計年度2級 任期付等 (会計年度1級は除く)
						事務員	技術員	業務員	
総務部長 許斐 博史	契約課			工事契約係					
				物品契約係					

総務部 契約課 (令和3年4月1日現在)

課長	課長補佐	係長	係	番号	分掌事務	事務事業No.	事務事業名	事務補助
					課の総括指導に関すること。 〔工事契約係〕 (1) 工事の入札及び契約に関すること。 (2) 工事の契約の指導に関すること。 (3) 委託業務(建設コンサルタント関係)の入札及び契約に関すること。 (4) 委託業務(建設コンサルタント関係)の契約の指導に関すること。 (5) 修繕(物品を除く。)に関すること。 (6) 競争入札参加の資格審査及び業者選考に関すること。 〔物品契約係〕 (1) 物品の購入契約に関すること。 (2) 委託業務(役務)の入札及び契約に関すること。 (3) 委託業務(役務)の契約の指導に関すること。 (4) 物品の取得及び修繕に関すること。 (5) 不用品の売却に関すること。 (6) その他契約の指導に関すること。 (7) 競争入札参加の資格審査及び業者選考に関すること。 (8) 庁用自動車(集中管理)に関すること。 (9) 庁用自動車の安全運転及び整備の総括に関すること。 (10) 庁用自動車の損害賠償責任保険に関すること。 (11) 安全運転指導及び公務中の交通事故処理の調整に関すること。 (12) 課の庶務に関すること。	211-7 211-8 211-9 211-10 241-7	公用車運転管理事業 契約管理事務 (電子入札システム導入事業も含 物品管理事務 (共通物品管理事務) 公用車広告掲載事業 公用車安全運転管理事業	
				(1) (1) (8)	工事契約係の総括指導に関すること。 業者選考委員会に関すること。 入札制度に関すること。 庁用自動車の集中管理に関すること。 工事契約係の総括指導に関すること。 業者選考委員会に関すること。 入札制度改革に関すること。 工事請負契約の変更に関すること。 工事契約の指名選考に関すること。 工事契約の指導に関すること。 業者選考委員会の事務に関すること。 指名随受付に関すること。 競争入札参加者の資格審査に関すること。 契約に関するホームページ作成及び更新に関すること。 指名停止の措置に関すること。 庁用自動車の集中管理に関すること。 庁用自動車の安全運転指導に関すること。 交通事故相談に関すること。 庁用自動車の総理・リース契約等に関すること。			
					工事契約係			

総務部 契約課 (令和3年4月1日現在)

課長	課長補佐	係長	係	番号	分掌事務	事務事業 No.	事務事業名	事務補助
				(1)	工請負契約の変更に関すること。			
				(1)	工事請負契約の指名選考に関すること。			
				(2)	工事契約の指導致に関すること。			
				(1)	工事契約の指導致に関すること。			
				(5)	業者選考委員会(物品を除く)契約に関すること。			
				(3)	委託(建設コンサルタント関係)契約の指名選考に関すること。			
				(3)	委託(建設コンサルタント関係)契約の指名選考に関すること。			
				(4)	委託(建設コンサルタント関係)契約の指名選考に関すること。			
				(6)	指名願受付に関すること。			
				(6)	競争入札参加者の資格審査に関すること。			
				(1)	工事契約システムの管理に関すること。			
				(1)	電子入札システムの管理に関すること。			
				(1)	契約に関するホームページ作成及び更新に関すること。			
				(6)	指名停止の措置に関すること。			
				(6)	業者の実態調査に関すること。			
				(1)	入札制度改革に関すること。			
				(6)	指名願受付に関すること。			
				(6)	競争入札参加者の資格審査に関すること。			
				(6)	業者の実態調査に関すること。			
				(12)	課の庶務に関すること。			
				(10)	市民総合賠償保険の事務に関すること。			
				(9)	庁用自動車の安全運転指導致に関すること。			
				(11)	交通事故相談に関すること。			
				(12)	庁用自動車の総務・リース契約等に関すること。			
				(8)	庁用自動車の集中管理に関すること。			
				(9)	庁用自動車の運転管理に関すること。			
				(8)	庁用自動車検査事務に関すること。			
				(8)	庁用自動車集中管理に関すること。			
				(9)	庁用自動車の運転管理に関すること。			
				(8)	庁用自動車検査整備に関すること。			
				(8)	庁用自動車検査整備に関すること。			
				(8)	庁用自動車検査整備に関すること。			
				(9)	庁用自動車の運転に関すること。			
				(8)	庁用自動車の集中管理に関すること。			
				(9)	庁用自動車の軽微な整備に関すること。			
				(9)	庁用自動車の運転に関すること。			
				(8)	庁用自動車の集中管理に関すること。			
				(9)	庁用自動車の軽微な整備に関すること。			
				(6)	業者の実態調査に関すること。			
				(6)	暴力団等の入札・契約に関すること。			
				(6)	業者からの公共工事に関する暴力団等の不当介入の相談、指導致に関すること。			

総務部 契約課 (令和3年4月1日現在)

課長	課長補佐	係長	係	番号	分掌事務	事務事業 No.	事務事業名	事務補助
	課長補佐			(1)~(2)	物品契約係の総括指導に関すること。 入札制度改革に関すること。 課の予算、決算に関すること。			
				(12)	委託(役務)契約に関すること。			
				(2)	委託(役務)契約の変更に関すること。			
				(2)	委託(役務)契約の指名選考に関すること。			
				(3)	委託(役務)契約の指導に関すること。			
				(6)	その他委託(役務)契約に関すること。			
				(4)	物品の修繕契約に関すること。			
				(7)	指名願受付に関すること。			
				(7)	業者の実態調査に関すること。			
				(1)~(2)	契約に関するホームページ作成及び更新に関すること。			
				(1)~(2)	入札制度改革に関すること。			
				(1)~(2)	契約システムの管理に関すること。			
				(1)	電子入札システムの管理に関すること。			
				(7)	指名停止の措置に関すること。			
				(12)	課の予算、決算に関すること。			
				(1)	入札制度(物品・役務)に関すること。			
				(1)	物品の定期見積もりに関すること。			
				(1)	物品購入に関すること。			
				(4)	物品の取得に関すること。			
				(7)	指名願受付に関すること。			
				(1)	燃料契約に関すること。			
				(1)	物品管理システムの管理に関すること。			
				(4)	重要物品に関すること。			
				(7)	業者の実態調査に関すること。			
				(7)	指名停止の措置に関すること。			
				(5)	不用品の処分に関すること。			
				(12)	課の庶務に関すること。			
				(12)	広告掲載事業に関すること。			
				(1)	物品等の購入(入札案件を除く)に関すること。			
				(4)	物品払い出しに関すること。			
				(4)	リサイクル・ルームに関すること。			

## 飯塚市事務決裁規程 抜粋（課長共通専決事項、契約課長専決事項）

### 課長共通専決事項

（支所の課長は(1)、(7)(庄内農産物加工所の使用に関するものを除く。)、(8)(自動車の臨時運行許可証及び番号標回収の督促に関するものを除く。)及び(9)(飯塚市手数料条例(平成 18 年飯塚市条例第 55 号)第 6 条第 3 号の規定による生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)により保護を受けている者への減免及び飯塚市斎場の使用料の減免に関するものを除く。)を、課長補佐を置く課長は(4)、(6)、(10)、(15)及び(16)を、技術課長補佐を置く課長は(4)、(6)、(10)、(15)、(16)、(21)及び(22)を除く。)

- (1) 所管に属する定例又は軽易な事業計画に関すること。
- (2) 計画決定された定例又は軽易な所管事業の実施に関すること。
- (3) 軽易な陳情、苦情の措置に関すること。
- (4) 定例又は軽易な報告、調査、照会、回答、届出及び通知に関すること。
- (5) 関係法令により他の官公庁に対して行う定例又は軽易な許可、認可、申請、届出等に関すること。
- (6) 公簿、図面等の閲覧及び諸証明に関すること。
- (7) 条例、規則による許可、認可に関すること。
- (8) 条例、規則の規定による督促、催告に関すること。
- (9) 所管に属する既定標準による税外収入の減免に関すること。
- (10) 業務日誌及び月報に関すること。
- (11) 所属職員の事務引継に関すること。
- (12) 所属職員の休暇等経伺に関すること。
- (13) 所属職員の県内旅行命令に関すること。ただし、飯塚市職員研修所に係る旅行命令に関するものを除く。
- (14) 所属職員の事務分担に関すること。
- (15) 所属職員の時間外勤務命令に関すること。
- (16) 所属職員の時間外勤務の把握に関すること。
- (17) 所属職員の出退勤時刻に関すること。
- (18) 所管に属する公用車の管理に関すること。
- (19) 年度、会計、科目の振替命令に関すること。
- (20) 過誤払金の戻入命令に関すること。
- (21) 税外過誤納金の還付に関すること。
- (22) 条例に基づく使用料の還付に関すること。
- (23) 所管工事作業日程に関すること。
- (24) 所管工事材料の検査に関すること。
- (25) 歳入歳出外現金に関すること。
- (26) 行政財産の目的外使用許可のうち、電柱、電話柱その他の柱類の使用許可に関すること。
- (27) 1 件 500 万円未満の収入の調定に関すること。
- (28) 1 件 130 万円以下の工事の請負契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、予定価格の決定、見積の執行、契約締結、検査及びしゅん工検査報告に関すること。



- (29) 課に属する新聞、雑誌、追録及び図書の購入契約に関する事。
- (30) 委託業務の検査及び1件100万円未満の委託業務検査報告に関する事。
- (31) 所属職員の勤務を要しない日の指定に関する事。
- (32) 課に属する1件50万円以下の委託業務契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、予定価格の決定、見積の執行及び契約締結に関する事。
- (33) 1件40万円以下の物品(記念品料、消耗品費、印刷製本費、医薬材料費、原材料費)の購入の入札(見積)に関する事。
- (34) 1件40万円以下の備品の購入の入札(見積)に関する事。
- (35) 1件50万円以下の修繕契約の入札(見積)に関する事。
- (36) 修繕業務の検査及び1件100万円未満の修繕業務検査報告に関する事。
- (37) 飯塚市公有財産管理規則(平成18年飯塚市規則第63号)第30条に規定する普通財産の貸与に関する事。
- (38) 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)第5条に規定する費用弁償に関する事。
- (39) 1件100万円未満の補助金交付決定に関する事。
- (40) 不用物品の廃棄処分に関する事。
- (41) 資金前渡で支払う経費に関する事。資金前渡者の指定に関する事。

#### 契約課長専決事項

- (1) 1件130万円超2,500万円未満の工事請負契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、一般競争入札に係る参加条件等の決定及び告示、予定価格の決定及び契約締結並びに工事完成確認通知に関する事。
- (2) 1件40万円超500万円未満の物品購入契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、予定価格の決定及び契約締結に関する事。
- (3) 1件40万円超500万円未満の備品購入契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、予定価格の決定及び契約締結に関する事。
- (4) 1件50万円超1,000万円未満の指名業者等との委託契約(部長共通専決事項(21)及び(22)(23)並びに公営競技事業所長専決事項(8)及び(10)(11)は除く。)に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、一般競争入札に係る参加条件等の決定及び告示、予定価格の決定、契約締結及び業務完成確認通知に関する事。
- (5) 1件50万円超500万円未満の修繕契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、予定価格の決定、契約締結及び業務完成確認通知に関する事。
- (6) 予定価格30万円以下の物品の払下げに関する事。
- (7) 1件130万円超の工事請負契約の入札(見積)の執行に関する事。
- (8) 1件50万円超の委託契約(部長共通専決事項(22)は除く。)の入札(見積)の執行に関する事。
- (9) 1件40万円超の物品購入契約の入札(見積)の執行に関する事。
- (10) 1件40万円超の備品購入契約の入札(見積)の執行に関する事。
- (11) 物品の売却の入札(見積)の執行に関する事。
- (12) 1件50万円超の修繕契約の入札(見積)の執行に関する事。
- (13) 他の所管に属さない庁用自動車の集中管理に関する事。
- (14) 庁用自動車に係る任意保険の締結に関する事。



## 飯塚市懲戒処分等一覧(類似事案)

番号	事件内容	処分 年月日	所属	職名	処分
7	(旧庄内町) 岩崎浄水場膜処理施設 に関する工事発注における不適切な 事務処理及び業者との飲食等、服務 基準違反事案に関する関係職員 の処分  * 人事諮問委員会 (19. 2. 22 開催)	H19. 3. 15 [Redacted]	[Redacted]	■長	停 職 6ヶ月
			[Redacted]	課長	文書訓告
			[Redacted]	係長	文書訓告
46	(平成29年7月7日報告) 職員の職務と利害関係を有する可能 性のある者との旅行に関する事案の 処分について  * 人事諮問委員会 (H29. 7. 14 開催)	H29. 7. 19	[Redacted]	■長	口頭注意

# 人事諮問委員会事務局処分案

## 【議題】職員による利害関係者との会食に関する事案の概要等

### (1) 事案の概要

関係職員である ████████ 部長 ████████ (以下「当該職員」という。) が当時、契約課長であった令和 4 年 2 月 26 日 (土) 17 時 30 分頃から 20 時頃まで、市内新飯塚の居酒屋において、「飯塚市議会議員 A 氏」(以下「議員 A 氏」という。)、令和 3 年度入札参加有資格者名簿 (物品事務用品) (以下「有資格者名簿」という。) に登載された「██████████ 代表取締役 B 氏」(以下「業者 B 氏」という。) 及び「市民の方 C 氏」(以下「C 氏」という。) の 4 名で会食した。

このことについて、令和 4 年 9 月 22 日の令和 3 年度決算特別委員会総括質疑における上野伸五議員からの質疑において、「令和 4 年 1 月某日に、ある事業の担当職員が、当該事業の利害関係者とアルコールを伴う飲食を共にしている」という発言がなされたが、令和 4 年 1 月に利害関係者と飲食を共にした事実はなかったことから、当該職員は自分のことではないと考えていた。令和 4 年 11 月 21 日の「令和 4 年 12 月定例会」における上野議員の一般質問通告において「新体育館移動式観覧席の入札における、当時の契約課長と利害関係者との会食などについて」がなされ、「当時の契約課長」と限定した質問であったため、当該職員は本人のことだと思い令和 4 年 11 月 28 日に、倫理監督者である総務部長に対し、令和 4 年 2 月 26 日に 4 名で会食したことについて申し出がなされた。

また、令和 4 年 12 月 1 日に市議会に「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等の調査のために百条委員会の設置を求める請願」が提出され、令和 4 年 12 月 16 日の本会議において当該請願が採択された。現在、特別委員会 (百条委員会) が設置されている。

当該職員からの聞き取りでは、議員 A 氏から会食を行う 2、3 日前に電話連絡があり、令和 4 年 2 月 26 日 (土) に新飯塚の居酒屋に二人で食事に行く約束をした。当日、17 時 30 分に現地で待ち合わせていたため、実家 (新飯塚) から徒歩で店に向い、入店後、店員に奥の席に案内されたところ、議員 A 氏、業者 B 氏及び C 氏が居た。議員 A 氏が先に入店した際、カウンター席で議員 A 氏と面識のある、業者 B 氏が C 氏と食事をしていたので、議員 A 氏が業者 B 氏と C 氏を誘い、一緒に食事をするようになったと議員 A 氏から聞いたということであった。その後、4 人で世間話しをしながら会食した。食事を終え、自身の食事代金 5,000 円を支払い 20 時頃に退店し、3 名とは店の前で別れ、実家に徒歩で帰ったということである。

参加者の関係性については、当該職員と議員 A 氏は、年に数回は二人で食事に行く間柄である。当該職員と業者 B 氏は、過去に顔を合わせることはあったが、話しをしたのは、この時が初めてだった。当該職員と C 氏は面識があった。業者 B 氏は議員 A 氏の後援会長であり、当該職員は業者 B 氏が有資格者名簿に登載の代表取締役であることについて承知していたが、議員 A 氏の後援会長であるという思いの方が強かったということであった。

当該職員、議員 A 氏及び業者 B 氏の聞き取りでは、いずれも会食した事実は認めたくないので、会食中に入札や契約に関する会話など業務の話は一切していないと証言が一致している。また、業者 B 氏も当該職員と、話をしたのは、その時が初めてであったと証言している。C 氏について、一般市民の方で、業者ではないことについて 3 者の証言は一致している。

当時、契約課長でありその職責から、業者B氏との会食について、飯塚市職員倫理条例第6条及び同条例施行規則第4条第8号の規定に違反している疑いがあるものである。

(2) 処分対象者及び内容

① 部長 [昭和 年 月 日生] 5 歳

飯塚市職員倫理条例（以下「条例」という。）第13条において、任命権者は、職員に禁止行為等に違反する行為があったと認められる場合には、その違反の程度に応じ懲戒処分等人事管理上必要な措置を講ずるものとし、飯塚市職員倫理条例施行規則（以下「規則」という。）第14条第1項の規定において、懲戒処分等の種類及び程度を決定するにあたり、規則第14条第1項第1号から第6号に掲げる事項を総合的に考慮し、規則別表の標準例を参考に判断するものとしている。

規則第14条第1号から第6号に掲げる事項については、以下の表「懲戒処分の基準」とおり判断する。

また、規則別表「12 第4条第1項第8号の規定に違反して共に飲食をした場合」、その標準的な処分量定は「戒告」と規定している。

本件については、

また、当該職員は管理監督職であり、特にその職責を自覚し、率先垂範して公正な職務の執行及び厳正な服務規律の確保に努め、所属職員の行動に関して適切な指導及び監督を行わなければならない立場であった。

なお、当該職員と業者B氏からの聞き取りにおいて、双方はこのとき初めて話をしたこと、また、当該職員、議員A氏及び業者B氏への聞き取りにおいて、会食の際、入札や契約に関する会話など業務の話は一切なかったこと、不正な働きかけの行為についてもなかったことは、3者証言は一致している。

以上により、飯塚市職員倫理条例施行規則第14条に掲げる事項及び標準例を基に判断した場合、

懲戒処分基準（飯塚市職員倫理条例施行規則第 14 条関係）

	項目	判断等
(1)	違反行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>
(2)	違反行為を行った職員の職責及び当該職責と違反行為との関係	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>
(3)	他の職員又は社会に与える影響	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>
(4)	司法の判断	<p>[Redacted]</p>
(5)	過去の違反行為	<p>[Redacted]</p>
(6)	日頃の勤務態度及び違反行為後の対応	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>

# 飯塚市職員の懲戒処分等の公表基準

## 1. 目的

職員の人事管理の透明性を高め、市政への市民の信頼を確保するとともに、職員の公務員としてのさらなる自覚を促し不祥事の防止を図り、綱紀の保持及び服務規律の確保に資することを目的とする。

## 2. 公表対象処分

- (1) 地方公務員法（第29条第3項を除く）の規定による懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）
- (2) 懲戒処分を受けた職員の管理監督者責任を問うための処分（文書訓告・口頭注意を含む）

## 3. 公表内容

- (1) 被処分職員の所属部局名
- (2) 被処分職員の補職名
- (3) 被処分職員の年齢（歳代）
- (4) 被処分職員の性別
- (5) 処分内容（種類及び程度）
- (6) 処分年月日
- (7) 処分理由（事案の概要）及び根拠法規
- (8) 警察、報道機関等で被処分職員の氏名等が公にされている場合または社会的影響が著しく大きいと判断される場合は、被処分職員の氏名、年齢及び所属名を公表することがある。

## 4. 公表の例外

- (1) 被害者が事件の公表を望まない場合、公表により被害者が特定され被害者及び関係者の人権に配慮すべき必要がある場合には、公表しないことができる。
- (2) 3の(1)から(4)までの事項を公表することにより、被処分職員個人が特定される場合には、3の(1)から(4)までの事項の全部または一部を公表しないことができる。

## 5. 公表の時期及び方法

処分を行った後、速やかに公表（この基準において、「公表」とは、公示文書としての取扱いを行わずに3の内容を別記様式により公にすることをいう。）するものとし、公告式条例に規定した掲示場に掲示するとともに庁内メールにて所属長に通知し、職員へ周知するものとする。

6. 実施時期

この基準は、平成 18 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。



(別記様式)

平成 年 月 日

次のとおり懲戒処分等行ったので公表する。

任命権者

被処分者の所属(部局名)及び補職名	
年齢(歳代)及び性別	
処分内容(種類及び程度)	
処分年月日	
処分理由(事案の概要)及び根拠法規	